

# 介護保険料の改定

●問合せ 福祉課 内線361・362

## ■65歳以上の介護保険料の改定について

65歳以上の方が負担する介護保険料の基準額は3年に一度見直しされ、令和6年度から令和8年度までの基準保険料月額は、介護給付費準備基金を取崩すことにより「4,600円」とし、令和3年度から令和5年度までと比べ500円低くなりました。

基準額を下げる事ができたのは、皆さんが日ごろから介護予防や健康保持に努めていただいたことによるものです。

年間の保険料額は、下表のとおりとなりますが、今年度の所得が確定するまでは、前年度の保険料額を基礎として算定します。

なお、令和6年度の年間保険料額は7月に「介護保険料額決定通知書」でご案内します。

## ■主な変更点

- ・所得段階を国の基準に合わせ12段階から13段階へ変更
- ・基準保険料月額が5,100円から4,600円へ変更
- ・所得状況の条件が変更
- ・第1段階～第3段階、第10段階～第13段階の保険料率が変更

所得段階	所得状況	保険料率	保険料年額
第1段階	・高齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.455 ※(基準額×0.285)	25,100円 ※(15,700円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.685 ※(基準額×0.485)	37,800円 ※(26,700円)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.69 ※(基準額×0.685)	38,000円 ※(37,800円)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)の方で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	49,600円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)の方で、第4段階以外の方	基準額	55,200円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	66,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	71,700円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	82,800円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.70	93,800円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.90	104,800円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.10	115,900円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.30	126,900円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.40	132,400円

※( )内は、公費による保険料軽減強化実施後の数値

### ★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円控除した金額を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。